

## ■ 平成 26 年度第 4 回中央区地域健康福祉推進協議会

日時：平成 26 年 11 月 11 日（火）午前 10 時から

会場：新潟市役所第 1 分館 6 階 601 会議室

### ○司 会

定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いになりましたので、これから平成 26 年度第 4 回中央区地域健康福祉推進協議会を開会いたします。

冒頭、皆様にお願いがございます。本日の会議につきましては、後日、会議録を公開するため録音させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

なお、本日、丸山委員、小林広子委員、川島委員、植木委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、中央区健康福祉課長今井よりごあいさつ申し上げます。

### ○今井健康福祉課長

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、第 4 回協議会にお出でいただきまして、誠にありがとうございます。今日は、日が差しておりまして天気もいいのですが、また明日から下り坂、気温もまた明後日からぐっと下がってくるということで、新潟らしい 11 月になってくるのかというところでございます。

やっと市長選が終わってらっくりかなと思っているところで、今日、新聞を見ますと 12 月に解散に向けての話が出ていまして、また皆さんにご迷惑をおかけすることになるのかと。そうならなければいいと思っているところです。

さて、今回、提出させていただきました資料なのですが、地域福祉活動計画を拝見させてもらいました。各地区において、現状を踏まえたすばらしい目標、また目指す姿がそれぞれ構築、実現されて、計画されているところでございます。大変ありがとうございます。こういった計画で、また 6 年間、他区に負けないようなすばらしいまちになっていけばと思っております。

本日も、忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい計画の案を作ってまいりたいと思っておりますので、2 時間という時間ですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○司 会

それでは、続きまして、新潟市中央区社会福祉協議会の佐藤事務局長よりごあいさつお願いいたします。

### ○佐藤事務局長

皆さん、おはようございます。中央区社会福祉協議会の佐藤でございます。今、今井課長からもお話がございましたが、本日は、地域の皆様方から 2 回にわたる地域座談会を通してまとめさせていただきました。地域福祉活動計画についてご説明させていただきたいと思っております。この計画が、今後、地区の一つの指針になっていけばと思っております。そういうこともございまして、また、皆様方から忌憚のないご意見をいただければと

思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。本日は、ありがとうございます。

#### ○司 会

それでは、本日または事前にお送りいたしました資料の確認をお願いいたします。はじめに、本日、机上に追加で配付させていただきました資料6「「地域」、「社会福祉協議会」、「市役所・区役所」の主な取り組み一覧」というもの。それから、あらかじめ郵送させていただきました資料になります。資料1「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画（案）」、資料2「計画（案）の修正」ということでA4一枚紙のもの。それから、A3、ホチキスで留めてある資料3「中央区地域福祉活動計画各地区の「目標・目指す姿」一覧」、資料4「中央区地域福祉活動計画各地区の「行動と工夫」一覧」、資料5「中央区地域福祉活動計画各地区の「行動と工夫」キーワード一覧」となっています。もし、不足等、抜けているものがありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行を議長の平川委員長に引き継ぎたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○平川委員長

皆様、おはようございます。本日も、皆様の協力をいただきながら、この協議会を円滑かつ生産的に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

12月には、この計画のパブリックコメントの実施予定でございます。多くの委員の方々からもご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第にしたがいまして、早速議事に入っていきたいと思っております。まず、次第の3議事の（1）でございます。中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画（案）について（ア）。前回、委員の方々からの意見を受けましての計画の修正について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、大変申し訳ございません。資料の訂正をさせていただきたいと思っております。資料1の111ページをお開きいただきたいと思っております。佐々木先生の所属が誤っておりまして、大変申し訳ございません。下から3行目の佐々木委員の所属が国際こども・福祉カレッジでございます。「こども・」が漏れておりましたので、すみません。訂正とお詫びをさせていただきたいと思っております。

それでは、はじめに前回の協議会においていただいたご意見に基づきまして、修正した部分をご説明させていただきたいと思っておりますので、そのまま資料1をお手元に置いていただきながら、A4横の資料2を併せてお手元にご用意いただきたいと思っております。

最初に15ページの中ほどに、7障がい者手帳などの所持者数という表題がございます。先般お出しした資料には、「身体障害者手帳などの所持者数」という表現をさせていただきましたが、ご意見をいただきまして、ご意見のとおり、障がい者手帳などの所持者数と修正させていただきました。ありがとうございます。

それから、39ページでございます。上の基本理念のところの説明の部分でございます

が、資料1で「誰もが住み慣れた地域で」という書き出しがございますが、先般は、誰もがその人らしくということで「その人らしく」という表現を挿入いたしました。ないほうが分かりやすいのではないかとご意見をいただきまして、その部分を削除したものでございます。それから、同じく39ページの目標4でございますが、説明の部分、最後が「地域づくりを推進します」という表現で終わっておりますところ、ほかの目標についても「推進」ではなく「すすめます」という分かりやすい表現を使っておりますので、目標4につきましても、ご意見をいただいたとおり「すすめます」に修正をさせていただいております。それから、戻りまして、目標3の説明の部分でございますけれども、「健康や福祉に関する制度を分かりやすく伝えるとともに、支援を必要としながらも孤立・虐待・ひきこもりなどで福祉サービスの利用に結びついていない人の福祉サービスの利用を促進し」とございます。前回、お出しした案には、在宅福祉サービスの利用を促進しと「在宅」をつけておりましたが、提供すべき福祉サービスは、在宅福祉サービスに限るものではなく、福祉サービス全般の利用を促進するべきだということで、こちらのほうで協議をいたしまして、「在宅」という文字を取ったものでございます。前回、いただいたご意見に基づいて修正した事項は以上でございます。また、私ども、議題の(1)の(ウ)、(エ)で、新たにご説明させていただく部分がございます。計画案の修正については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○平川委員長

資料1、資料2に関しまして、修正等がございました。ただいまの説明につきまして、意見、あるいは質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に(イ)の計画の第4章「地域福祉活動計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、私からご説明させていただきます。

まず、資料1の47ページをお開きいただければと思います。そして、後ほど、A3の資料でおつけしております、資料3、資料4、資料5についてもご説明を差し上げたいと思いますが、まず資料1の47ページでございます。第4章「地域福祉活動計画」でございます。一枚めくっていただきたいと思いますが、まず、48ページでございますが、今回の地域福祉活動計画を策定するにあたりまして、1地域福祉懇談会を開催させていただいております。ご説明する前に、地域福祉懇談会でご検討いただいた内容につきまして、50ページをお開きいただければと思います。50ページ、51ページに、こちらは入舟地区の計画でございますけれども、地域福祉懇談会を年に2回、開催させていただきましたが、まず1回目に51ページの「目標・目指す姿・・・こんなまちにしたい」ということについて、ご協議をいただきました。2回目の地域福祉懇談会では、その下の「行動と工夫、こう取り組んでいこう」ということで開催いたしました。この目標・目指す姿と行動と工夫の懇談会の間に、左側のページでございますが、地区の現状ということで、この地区のよいところ、この地区のよくしたいところということで、私ども区社会福祉協議会の職員

がそれぞれの地区のほうにお伺いいたしまして、ヒアリングをさせていただいて、この計画を作成したということでございます。

それでは、48 ページにお戻りいただければと思います。まず、計画の経緯ということでございまして、地域福祉懇談会を7月14日、ここで目標についてグループ分けをしております。9月29日に行動と工夫に取り組んでいこうということで、中央区社会福祉協議会の地区社会福祉協議会ごとの地域福祉活動計画作成に向け、地域福祉懇談会を開催いたしました。地区社会福祉協議会の代表者とコミュニティ協議会の役員、そして地区民生委員・児童委員から参加していただいて、「目指す方向・目標の設定」、「今後取り組む行動と工夫」と題して話し合いを行いました。それぞれの地区での特徴的な意見、多くの地区で共通した意見、課題解決に向けた考えなど、参加者から多くの意見が出され、活発な話し合いが行われました。また、1回目と2回目の地域福祉懇談会の間に中央区社会福祉協議会では、地区のよくしたいところ、よいところとして、現在、実施している活動や抱えている課題などの聞き取り調査、ヒアリングを行ったところでございます。これでまとめた計画につきまして、24の地区の計画でございますが、主な内容につきまして、2番目にまとめてございます。地域福祉活動計画の「目標（6年後の姿）」と「目標達成の取り組み」と題しまして、中央区地域健康福祉計画の基本理念「一人ひとりがお互いに支え合い、助け合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくり」を実現するため、地域の現状と課題を整理し、自治会・町内会をはじめとする地域団体などと協働して行う活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定しました。主な目標と目標達成の取り組みは、下記のとおりですということで、下の表にまとめてございますが、このまとめ方につきましては、39ページをご覧ください。こちらの地域福祉計画の基本理念、計画の目標となっておりますが、このまとめ方としましては、地域福祉計画の目標が五つございます。目標1が支えあい・助け合い。目標2が交流の場、3番目が相談できる仕組みづくり。4が健康、五つ目が安心・安全ということで、それぞれ地区で出てきた目標をこの五つに整理させていただいたところでございます。

また、48ページにお戻りいただければと思います。今、申し上げました、目標1につきましては、「支えあい・助け合い」ということで、主なものとして、隣近所の住民同士が語り合え、自然と助け合いができるまちなどがございます。「2交流の場づくり」として、申し訳ございません、「地位」と書いてありますが、「地域」でございます。訂正をお願いいたします。地域の茶の間を増やし、若い人も高齢者も交流・相談できるまちなどが上がっております。「3相談」とあるのですが、活動場所ということで整理させていただきました。そこには、あいている土地・家を活用できるまちなどがあがっております。右のほうへいきまして、「4健康」ということで、健康を保てるまち、病気の人に声をかけられるまちなどがあがっております。「5安心・安全」ということで、若い世代の子育てにも配慮のある誰もが安心・安全な地域などがあがっているところでございます。

目標をこの五つに整理させていただきまして、その取り組みということも、この目標に沿った形で整理させていただきました。「支えあい・助け合い」につきましては、相互理解、人材育成ということで、具体的には挨拶運動を地域あげて大人も子供も取り組むなどがあがっております。「交流の場づくり」につきましては、多世代交流ということで、お祭りやラジオ体操など、人が集まる場を活かして多世代交流の場を作るなどがあがっておりま

す。「活動場所」につきましては、居場所（ふれあいの場）・情報提供ということで、今、使える活動拠点の積極的な活用法を考えるなどがあがっております。「健康」につきましては、健康維持・介護予防ということで、地域包括ケアシステムについて、モデル地区を参考に導入するなどがあがっております。「安心・安全」につきましては、同じ表題で安心・安全ということで、防災訓練に積極的に参加できるよう呼びかけるということで、どうしてもこの五つに当てはまらないものがいくつかございまして、その他としてあげさせていただいておりますが、コミュニティ協議会未加入自治会への加入を促進していくなどがあがっております。このような形で、各地区であがってきました目標と目標達成の取り組みを主なものをここであげさせていただいているということでございます。

続きまして、50 ページ以降に、それぞれの地区の計画があがっております。ここに記載がないのですが、入舟地区やほかの地区もそうなのですが、左のほうに中央区の地図をつけまして、入舟地区がどこにあるのかという地図も載せたいと思っております。例といたしまして、入舟地区ということで、「地区の現状・この地区はこんなまち」ということで、まず現在、活動している主な活動例をあげさせていただいております。そして、この地区のよいところ、この地区のよくしたいところということでまとめてございます。そして、目標・目指す姿、行動と工夫ということで、そこにキーワードということで、入舟地区の場合は、三つ、顔の見える地域づくり、多世代交流、空き家の活用ということで、こういうキーワードで具体的なものが右のほうにあがっているということでございます。ほかの24の地区もこのような形で整理させていただいております。

すみません、少し飛びますが、98 ページ、99 ページでございますけれども、この地区の活動の支援ということで、中央区社会福祉協議会の取り組みということで、これは平成26年度の中央区社会福祉協議会の基本方針と重点目標をあげさせていただいて、支援していくということで、こちらのほうに記載させていただいているところでございます。このような形で、各地区の計画を整理し、まとめさせていただいたということでございますが、A3の資料3をご覧くださいければと思います。

参考資料ということになろうかと思っておりますけれども、「中央区地域福祉活動計画各地区の「目標・目指す姿」一覧」でまとめさせていただいております。先ほどの支えあい・助け合い、交流の場づくり、活動場所、健康、安心・安全、その他という整理で、それぞれの地区のものを整理させていただいたのが資料3の表裏となっております。

続きまして、資料4がその取り組みということで、行動と工夫というもので、こちらでも整理させていただいたものでございます。No.3をご覧くださいと思います。山瀉地区の下に主な行動と工夫ということで、先ほどもご説明しましたけれども、主なものをこちらのほうにあげさせていただいております。最後、資料5でございます。行動と工夫のキーワードと、先ほどご説明しましたキーワードにつきましても、この表のとおり、整理させていただいたところでございます。全体を見ますと、やはり支えあい・助け合い、交流の場づくりというものを各地区とも多くあげていらっしゃるということがお分かりいただけるかと思っております。こういう形で、それぞれの地区の代表者または民生委員の方々からご参加いただきまして、このような計画を策定することができました。当初は、地区ごとにこういう計画ができるのかと、非常に不安に思っておりましたが、皆様方が大変積極的に、自分たちの地区のために、今回、作っていきましょうということで、ご協力をいただき

ました。また、6年後ということで、自分たちは6年後、果たして地区の役員をやっているのかどうかというようなご意見もございましたけれども、先ほど言いましたが、一つの計画がその地区の進んでいく道と。言葉は悪いのですけれども、バイブルというか、そういうものになりまして、代々替わっても、これを基に改善等をしていこうということで、お話もございましたので、これが一つのそれぞれの地区のこれから福祉について、取り組んでいく一つの指針といいますか、目標になっていけばと思っております。それにつきましても、区社会福祉協議会、そして区役所とも、何らかの形で支援をしていく必要があるかと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、このような形で活動計画をまとめさせていただきました。よろしくご審議、お願いいたします。

#### ○平川委員長

資料1の47ページ以降、それから資料3、4、5を用いまして、計画の第4章、地域福祉活動計画についての事務局からの説明でございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

#### ○三崎委員

私は、白山地区でこれを主体に民生委員の方たちと話し合いをして、作成したところでございます。私が考えますに、問題はこれからだと思うのです。こういう目標を掲げて、ただ、作りませんでしたと思うのです。ですから、毎年、これを検証して、さてこのように掲げたのだけれども、実際に皆様にどのように白山地区として、こういったことをやろうということを知っていただく。そして、それを行動に移していただくと。そして、それが行動した結果、どうなったのかということが、一番重要ではないかと考えているのです。それらの検証といいますか、そういったことを一年一年やっていかないといけないということが第一でございます。

先ほど、佐藤事務局長が、ここにいられる方が5年後にどうなっているかという話がありました。そのとおりなのです。ですから、1年ごとにきちんと検証して、そしてその中に、もちろん民生委員も替わるでしょうし、われわれ役員も替わります。でも、一年一年検証することによって、引き継いでいくことができると思っています。これをきちんとやりませんと、絵にかいたもちになってしまうわけです。ですから、そういった形でやるということと、それと合わせた形で社会福祉協議会もそうですし、市のほうもそうですし、それがどうなっているのかということとその後、どうなっているか検証するということをきちんとやらないと、計画倒れといいますか、いざ6年後に見直ししたら、えっ、こんな結果ということでは何にもならないと思うのです。ですから、そういったことをやっていきたいと思っておりますし、またそれをやらなければ、私がここに委員として出た意味が全くないと思っております。そういったことで、いろいろと社会福祉協議会もそうですし、健康福祉課のほうにいろいろな形で相談することがあると思いますが、そのときはぜひ、アドバイス、協力をお願いできればということをお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○土屋委員

どうもありがとうございました。文言の説明をお願いしたいのですが、48 ページでございますが、一番上の1 地域福祉懇談会とあって、3 行目のところに役員・地区民生委員児童委員から参加となっていますけれども、これは民生委員と児童委員というのは違うのですか、同じなのですか。どうなのでしょう。これでいくと同じという解釈なのですか。

○事務局

厳密に申し上げますと民生委員と児童委員はそれぞれ性質が違いますので異なりますが、民生委員をされている方は、皆さん兼務という形になっておりますので、……。

○土屋委員

この場合は一緒にやっているということなのですね。

○事務局

本当は、この民生委員児童委員の間に「・」入れると。

○土屋委員

そう「・」を入れればそうだと思います。民生委員、それから児童委員。

○事務局

一回切るのです。民生委員は民生委員、児童委員は児童委員です。

○土屋委員

今、説明いただいたのですが、資料5のキーワード一覧で、私も分からないのですが、入舟小学校は多世代交流と栄も多世代交流となっています。ところが浜浦は世代交流を活発となっているのです。鳥屋野も世代間の交流となっています。女池は、三世代が地域に根ざす。多世代と三世代と世帯間というのはどのように解釈したらいいのでしょうか。

○事務局

基本的には、多世代ということですので、三世代、子供、保護者、お年寄りというような形で、多くの世代の方々が交流をとということになるのですが、言葉につきましては、それぞれの地区でご協議いただいて、その言葉を使っているということがございまして、私も、事務局のほうでこうしてくださいということは、なかなか言えないということがございまして、今回は、そのまま地区のほうで出してきた。例えば、入舟、栄ですと多世代交流ですが、女池ですと三世代が地域に根ざすというような表現が出てきておりますので、地区の表現をそのまま尊重させていただいているということでございます。

○土屋委員

ですから、解釈としては同じだと。

○事務局

そうです。

○平川委員長

試験問題ではございませんので、各地区の方々が日常で使われている言葉を使うのが、一番よろしいかと思えます。ほかの委員の方いかがでしょうか。また、何かお気づきの点がありましたら、事務局のほうにお伝え願えればと思えます。もしよろしければ、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、(ウ)第5章「計画の推進」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第5章、計画の推進と評価ということで、103ページをお開きいただきたいと思えます。前回の協議会の場で、地域といっても、それぞれの単位とか、範囲があって、なかなかそれを整理しながら話を進めていかないと、議論が難しいというご意見をいただき、またこの福祉計画に盛り込まれた内容も、そういった地域の単位をどのような単位、範囲でこの取組みを行っていくかということをご皆さんからもイメージしていただきやすくするためにも、この地域というものをある程度、定義づけておいたほうがいいのではないかということで、ご意見をいただきまして、103ページのような表を作らせていただきました。

前文には、見守りなどは、身近な単位範囲で、また担い手となる人材の確保とか、団体間の交流といったダイナミックな取組みは広い単位・範囲で行うなど、地域性やこれまでの活動経過を踏まえながら、工夫して行う必要がありますと書かせていただいております。ですので、5段に分けてございますが、現場で感じるところでも、これには間があったり、また書いてあるとおりでなかったりする場合がありますが、おおむねの目安としてご覧いただきたいと思えます。地域の単位・範囲として、まず隣近所、自治会、町内会の班ということで、地域活動の例としては、隣近所のあいさつとか、声のかけあいといったような身近な取組みといったものをあげてございます。関係機関・団体とまでは言えないかもしれませんが、向こう三軒両隣であるとか、自治会・町内会の班(組)といったところが担うという意味合いでございます。

それから、次に、自治会・町内会でございますが、防犯・防災・防火活動、以下、交流行事であるとか、分野ごとのということがその後にも出てくるのですけれども、地域福祉活動という地域福祉という分野だけではなくて、例えば、資源回収であるとか、環境美化活動も、ある意味、地域の交流を促進して、顔と顔が見える関係を作るという意味では、地域福祉活動だというとらえ方もできますので、分野ごとの地域活動というものを入れさせていただきます。ここの関係機関としては、自治会・町内会、民生委員・児童委員、子ども会、婦人会、老人クラブ、あとは自治会・町内会単位で自主防災組織を結成し



ているところもございますので、これを入れさせていただきます。あとは小・中学校区という枠で、防犯・防災・防火活動、それから市や区の範囲に比べてよりきめ細かなサービスの展開ということで、今、メインテーマとなりつつある地域包括ケアシステムも、国のほうでもおおむね中学校区ということを経営の単位と示しておりますので、そういった取組みもこの中に含まれると考えております。関係機関・団体は、地域コミュニティ協議会、地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、PTA、福祉サービス事業者等、NPO・ボランティア団体等市民活動団体であるとか、あとは小・中学校区で組織している自主防災組織ということで入れさせていただきます。あとは区役所、市全域ということで、行政の区割りになりますけれども、それぞれの圏域内でのサービス提供・相談窓口、活動といったところを入れております。関係機関のほうもご覧いただいているとおり、区単位のもの、市単位のもの、それぞれ入れさせていただきます。

それから、104 ページでございますが、理解・周知という項目を設けさせていただきました。アンケート結果から、地域健康福祉計画を知らない、社会福祉協議会の活動内容を知らないという方が、ともに8割近くいるということで、前回、佐々木委員からもご意見をいただきましたが、地域住民の皆さんに関心を高めていただき、より多くの方から知っていただくということが非常に重要だということでホームページ、あとは次回の協議会で案を皆さんから見ていただきたいと思っておりますが、概要版もより分かりやすいリーフレットなどを活用いたしまして、周知とご理解をいただく取組みをしていくというところでございます。それから、(2) 仕組みづくりというところでございますが、まずもってやはりこういった取組みは活動拠点が非常に重要だということで、活動拠点を作っていきましょうということ。それから、これは地域性によっても異なっていると思うのですが、コミュニティ協議会であるとか、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、社会福祉事業者であるとか、区社会福祉協議会といったところが、それぞれの強みを活かしながら、連携して活動していくということが重要でありますということで書かせていただいております。それから、市役所・区役所と社会福祉協議会との連携ということで、これまでも一体となって取り組んでおりますが、それぞれの強みがございしますので、活かしながら連携を図っていきましょうというところでございます。

それから、105 ページに移りまして、計画の進行管理ということで、今後も中央区地域健康福祉推進協議会を設置いたしまして、今ほど、三崎委員からもご意見をいただきましたけれども、進捗管理、評価をこれまでも行ってきたわけでございますけれども、今ほど、社会福祉協議会からご説明いただいた地区ごとの計画というものが、今後、地域福祉の取組みを推進していくうえで、非常に重要であると思っております。これまでは、とかく中央区役所の事業であるとか、中央区社会福祉協議会全体の事業を説明いたしまして、皆さんからご意見をいただいておりますが、今後は、また各地区の進捗状況なども説明していただいて、どこに課題があるのか、どういったことを取り組んでいけば、この計画の進行に役立つのかといったようなところも、この場で、また皆さんからご意見をいただけるものと期待しているところでございます。また、これまでもホームページで協議会の状況、結果、公開しております。そういったところも、今後も続けてまいりたいというところがございます。第5章については以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○平川委員長

第5章の部分についての説明でございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

#### ○白根委員

非常にうれしい説明を受けたのですが、活動の拠点という表現を使っていただきました。ありがとうございます。ただ、本当かと疑問でお聞きしたいのですが、以前、新潟市が合併をする前は、中学校単位にコミュニティ施設を作りましょうという約束をして作ってきました。しかし、この前、市長に、ないところもあるのでそこはどうしましたかと聞きますと、表現が正確ではないですけれども、頓挫をしたという表現を使ったような気がします。そうしますと、私は、いろいろな行動計画を作りました。しかし、それを推進する場、活動の拠点というのはやはり必要だと思います。今、説明の中でもそのことをおっしゃってくれています。しかし、それぞれの地域が活動の拠点となるとすると、ない地域がいくつか残されている。しかも、先ほども申し上げますように、中学校区単位で作るということも頓挫して作っていませんし、今、あるところはコミュニティハウスみたいなところも、コミュニティ施設があつて、ハウスがあります。それすらないところがあります。しかも、最近の表現は、学校の空き教室とか、空き家対策をなささいということで使っていますけれども、これは非常に難しい。私は女池地区ですけれども、女池小学校は児童が増えていて、空き教室がありません。そういうところを含めると、やはりこういうハードな部分というのは、ある程度、行政が責任を持って作ってくれなければ、この計画を推進するということは、非常に難しい。ということは、私の地域にもそういう支援を待っている人が大勢いるわけです。例えば、介護保険制度であっても保険料を払っているわけですし、そういうもので、住民に対する不利益、不公平というものはますます拡大するということは非常に心配でなりませんので、そういう点を見ると、ここで言われているように、やはり皆さんの行政責任でもって、居場所づくりを含めての活動の拠点というのは、早急な課題ととらえていただいて、お願いしたい。これはぜひ希望を含めて、早急をお願いしたいと思っています。

#### ○事務局

ありがとうございます。

先回もいろいろな意見をいただいたところです。今、お話のありました、白根委員の活動拠点のお話については、すでにコミュニティ協議会の連絡会といったところでも話題にあがっていることと思います。活動拠点につきましては、福祉計画で議論というよりも、もっと大きなところでの議論が必要になってくるのではないかと考えています。そのためには、われわれも皆さんからいただいたご意見等に関係各課にお伝えしながら、どういった形で進めていったらいいのかということをお勉強しながら進めてまいりたいと考えております。

#### ○平川委員長

ぜひ検証の部分の中にも入れていただけるといいのではないかと思います。白根委員よ

ろしいでしょうか。

#### ○三崎委員

私も同じことを言いたかったのです。ここにこうやって掲げているということは、地域に活動拠点がある前提で成り立つのです。今井課長、今の発言は、本当に悲しいです。ということは、皆さんが現場を知らない。机上で作っている。現場がどうなのだという事の上で立って活動拠点という表現を使っているのならとんでもない話。知らないで活動拠点と言っているのではないですか。今、白根委員が言ったように、これは市長との懇談会もそうですし、区の懇談会でもそうですし、会議があるたびに拠点のないコミュニティ協議会が、いつになったら作ってくれるのだという話をしているのです。事務局は会長宅に置くというところが多いわけです。あるいは学校などといっても、学校が開いている時間帯とか、いろいろな制約があるわけです。そうすると、本当に活動しようとしたときに、それぞれの地域の役員とか、そういった方たちの時間とか、いろいろな形で制約がある。そうしますと、常にみんなが集まって、よしやろうぜという気持ちになって、話し合う場がなければ、何もできないのではないですか。ここへ掲げるのであれば、課長、体張ってください。市長のところに行って、この懇談会をやりましたら、こういう話があって、がんとやられましたと。何とかしてやってくださいよというくらいの体を張るくらいでなければ、これは削除しましょう。絵にかいたもちではないと私は言いましたよね。活動拠点が無いのに、活動拠点でやろうなど、ないところはできないじゃないですか。われわれはありませんのでやりません。この問題は、そういった問題ではないですよ。やらなければだめなのです。ですから、この辺、ひとつご検討をお願いしたい。

#### ○水本委員

活動計画等にコミュニティ協議会が 22 なのですが、24 あるということでまいりました。これは、例えば、区のこういうところに載せるのに、社会福祉協議会が 24 ありますと。地区社会福祉協議会が 24 ありますということで、一緒に載せてしまったら認めたことになるのです。大畑と本馬越について、小学校区ごとに各コミュニティ協議会があるのに、ここにまたがっているのが一つ大畑といったものがあるわけです。それから、本馬越もあります。これが中央区として区の健康福祉の中の計画の中に入っているというのは、少しずれているのではないかと。社会福祉協議会としてはあったとしても、区全体としてこういったものが入るといのはおかしいのかと。矛盾しているだろうと。今、コミュニティ協議会のほうで拠点の問題とかどンドン出ています。これは本当にそうなのです。確かに会長宅に、みんな事務局みたいになって、どンドン書類がいっぱい流れてくるのです。処理するだけでも大変なのです。連絡や何かするだけでも大変。コミュニティ協議会事務所があっても、事務員がいないのです。事務員がいないから、整理も何もできない。常時、開いているわけではないのです。ほとんど閉鎖的なのです。使うときだけ人間が行ってやるというような状態ですから、これはいろいろなコミュニティ協議会の会長は、書類の山になってしまうのです。どうはけたらいいのかとか、そういう問題がいっぱい出てきます。

それから、今回、大畑と本馬越というものが出てきていますが、これは区の計画の中に入れるべきものではないだろうと。どちらかにコミュニティ協議会がみんなあるわけです

から、コミュニティ協議会に参加していただくと行政のほうからやっつけていかないと、いつまでたっても 22 対 24 といったことは変わらないです。これは社会福祉協議会としても、前から言っているのですけれども、なかなかうまくいっていないという現状です。これは何年前でしょうか、相当前からこういう問題をやって、コミュニティ協議会と地区社会福祉協議会も一緒にしましょうという話をしているのだけれども、なかなかうまくいっていない。これは行政の指導のあり方が問題なのだと感じております。やはりそういったところで、例えば、助成金にしても、何にしても、そういうところには出さないと。やはりコミュニティ協議会に入ってから助成金を出しましょうとか、そういう形にしないといつまでも助成金をもらえたりしますと、そのままの状態が続いていくと。何のためにコミュニティ協議会というものを作ったのか。これは全然、意味が分からなくなってしまうのです。今、条例で定めろとか、いろいろなものがある、いろいろ審議しているはずですが、これもまだ何年後とか、また先を行っているわけですが、早めに健康とか、こういった計画の中には、そういったものも見過ごしてやっつけていかないと、これを入れてしまったら、中央区として認めたみたいなのです。区として認めていることになるのです。この辺が問題だなと。この前は、社会福祉協議会だけです。地区社会福祉協議会の役員だけ出てきているわけです。ところが、ほかのところはコミュニティ協議会と民協とか、そういった方が出てきておられると。やはり狭い視野の中でやっているという形になるので、これは考えていただきたいと思っております。

#### ○事務局

今、水本委員からご指摘の地区の関係でございますが、まず沼垂地区と本馬越地区につきましては、計画でいいますと 80 ページが沼垂地区、82 ページに本馬越地区が載っております。それぞれの地区の右下のほうに四角で、例えば、沼垂地区ですと本馬越地区との有機的な連携を図り一体的な活動に努め、将来的には両地区社協の統合に向け取り組んでいくということで、本馬越地区につきましても同様の内容が書いてございます。こちらにつきましては、計画策定の現時点では、まだ両地区社会福祉協議会がございまして、それぞれの会長のほうには、近い将来、ここに書いています統合ということでご同意いただいているところでございます。ですので、詳細につきましては、今後ということでございまして、現在ではまだあるということで、掲載させていただいたところでございます。

もう一つの大畑地区と新潟地区の関係でございますけれども、こちらのコミュニティ協議会は新潟コミュニティ協議会ということになっております。そこに二つの大畑地区と新潟地区という社会福祉協議会があるわけですが、こちらにつきましても、それぞれの地区を統合に向けて協議しているところでございまして、今、新潟コミュニティ協議会のほうで組織改革ということで検討していて、その中で地区社会福祉協議会の位置づけといたしますか、役割についても、今、ご協議いただけると聞いておりますので、こちらも将来的に、時期的なことは言えませんが、コミュニティ協議会改革の中で再編ということを検討しているところでございます。

#### ○石川委員

104 ページの 1 行目に、アンケート調査から、地域健康福祉計画を知らない、社会福祉

協議会の活動内容を知らない人は、ともに8割近くいますということがございます。これについて意見なのですが、私は現在、老人クラブの鳥屋野地区協、中央区、その他いろいろな面で中心に活動していますが、2年前までは、自治会で十数年活動しておりました。社会福祉協議会という言葉はしょっちゅう聞きます。ところが、実際、何を、どのように関係があるのかということは、残念ながら十数年の自治会活動の中でも十分理解しないまま卒業いたしました。特に、社会福祉協議会について、私が非常に忘れることができないのは、よく分からないのですけれども、たしか五、六年前までは、敬老の日に社会福祉協議会からコミュニティ協議会にながしかのお金がきたわけです。ところが、その金は75歳以上に分けますと1,000円にも満たないという状況でしたから、各自治会・町内会は、町内会費、あるいは自治会費をそこに足しまして、大体、2,000円見当の商品券です。スーパーの商品券などを敬老の日にお祝いとしてあげていたと。それが実態でありました。私も、何年も高齢者に配付して、敬老の日は喜ばれましたところが、たしか正確ではないと思いますけれども、五、六年前から社会福祉協議会からのお金がゼロになりました。そこで、各コミュニティ協議会ではどういう態度を取ったかといいますと、これはチャンスだと。チャンスだという言葉は変ですけれども、コミュニティ協議会から何も来ないのだから、敬老の日には一切やらないようにしましょう。そういう自治会がかなり増えました。ところが、ある自治会は、今までずっとお楽しみにしていたものを急にゼロにするのはあれだから、社会福祉協議会から来るものがゼロになっても、自治会費等であげようということで、大体2,000円くらい。私のところは東幸町といいますけれども、鳥屋野農協の近くですけれども、ずっと町内会で2,000円を75歳以上の人に自治会長と副会長が配付しております。そのときに、私はよく分からないものですから、経費節減の意味で、それがゼロになったのでしょうけれども、社会福祉協議会は今までそのようにやっていたものを一切くれないのだということで、社会福祉協議会に対する評判が非常に悪くなったのです。では、なぜくれないのだと。説明しなければいけないです。社会福祉協議会から何も来ないから、この機会に一切、それを廃止したのですということ、理由がよく分からないのにこういう言い方はよくないですが、何か社会福祉協議会というものが、皆さんの生活からだんだん遠のいていったという印象を現実には、住民が持っているということをご理解いただきたい。

もう一つ、社会福祉協議会については、毎年、負担金というものがございますが、本来であれば、各家庭が拠出するものでしょうけれども、日赤のあれと同じように、大体、最近では団体で町内会費を一括してやっているということが現状です。これは継続しています。そういうことで、私自身が十分理解していないのに、こういう発言をするということは、間違っている部分もあると思うのですけれども、そういう状況であるということです。ですから、町内会を十数年やっても、会長自身が社会福祉協議会を理解しないわけですから、ましてや普通の皆さんが理解していないのは当然だと思います。だから、80パーセントという数字は、決して驚く数字ではないと思っています。ですから、何らかの方法で、そこにも書いてございますけれども、十分理解されるようにご協力いただければありがたいと思います。

## ○事務局

今、石川委員からお話がありました、敬老祝い会のお祝い金の件は、私もその当時、おりませんので、私が認識している範囲でご説明申し上げますと、合併前、いわゆる区制になる前に、旧新潟市社会福祉協議会の組織として、地区社会福祉協議会というものはございました。幸西ですと南ですよ。南地区事務所がございまして、そこをいわゆる南地区社会福祉協議会ということで位置づけをしていましたが、当時は、業務を市の職員、地区事務所の職員の方をお願いして、会費のほとんどを地区社会福祉協議会に市社会福祉協議会から投げて、地区社会福祉協議会のほうで行政の方に全くお任せしていたと。そこで、南地区社会福祉協議会という組織はございますので、そこで敬老お祝い金ということで出していたのかと思いますが、その後、合併して区制になったときに、区社会福祉協議会ができて、区社会福祉協議会の理事会も組織されまして、その中で事業の見直しを行って、敬老祝い会のものはやめまじょうと。また、別のもので地域に還元していきまじょうということで、今、事業が進められているかと思っております。実際に、この社会福祉協議会を知らないというのは8割。これは何年たっても8割という数字が変わらないわけで、私も何年も務めておりますが、永遠の課題なのですが、そのためには、二、三年前から職員は地域に出て住民の方と面と向かって一緒に活動していこうということで、いわゆるアウトリーチということを徹底しております。ということで、これから自治会をはじめ、いろいろな方々と私どもの職員が相対していく中で、社会福祉協議会というものを今まで以上に知っていただくと。名前だけではなくて、内容も分かって、では協力していこうという気持ちになっていけるように、がんばっていきまじょうと思っております。これは、中央区社会福祉協議会だけではなくて、新潟市社会福祉協議会全体の大きな課題かと思っております。

もう一つ、会費なり、共同募金の納め方につきましては、私どもも実際に自治町内会がどういふ納付の仕方をしているのかということについて、把握したいと思っております。歳末たすけあい事業の資材をお配りするときに、各自治町内会のほうに資材の有無とか、そういうものも含めて、会員会費、赤い羽根歳末たすけあいをどのように、いわゆる一世帯一世帯お配りしているのか、一括納付なのかというアンケートを取らせていただこうと思っております。また、その回答をいただきましたら、分析をしながら、今後の活動にしていきたいと思っております。

## ○佐々木委員

計画の推進のところ確認といひますか、プラスで文言を入れるべきではないかと思っております。中央区の場合、地域福祉計画ではなくて、地域健康福祉計画ということで「健康」の文言を入れたということは、やはり最初のところ健康も十分、いろいろ考えて、取組みの中に入れていこうということで、出ているのだと思っております。その中で、最近、いろいろな感染症の問題や、そういった地域の衛生面、保健にかかわること、健康にかかわることということが、計画の中に盛り込まれるべきであれば、どちらかにそういう文言が入るのではないかと。例えば、区役所のところにそれが入ってくるのかと、私個人的には思ひますけれども、その中の団体、関係機関としては、当然、保健所とか、そういったところの連携が含まれるべきではないかと思ひます。

ので、その辺を事務局のほうで検討いただいて、どちらかに入れたほうがよろしいのではないかと。本来、そうなってくると、今、私たちが選ばれている委員の中にも、そういう関係者が含まれるべきなのかと思ひまして、ご意見をさせていただきました。

#### ○大橋委員

私はお願いといたしますが、自分には害はないのですけれども、これから差別禁止法があって、合理的配慮をいろいろせねばいけないという条例が新潟市の中にありますので、これからこの計画をお出しするときに、分かりやすく、皆さんにどのように伝えたいのか。私もずっとこれを読んで、事細かに説明すると、それなりにイメージは湧くのですけれども、端的に分かりやすくご説明をしたり、お出ししたりする努力はいるのではないかと思うときに、佐々木委員がおっしゃった広報、周知の部分も、障がいをお持ちの方により分かっていただくための努力。ホームページはなかなか開けないので、そういう方の配慮や文言の難しいものは、できるだけ避けて、やさしいものにしていただきたいという、私としてはお願いをさせていただきました。

地域の福祉計画は素晴らしい、地域の方がこれだけ目指すということに自分たちの中で立脚して、自分たちの地域を自分たちの手で変えていこうという目標が立ったのは、すごくすてきなことだと思っていたのですけれども、一点、全部の計画の中の3番目の気楽に相談できる仕組みづくりというところで、具体的な活動計画の中に相談のところの一つも載っていないので、これはきっと社会福祉協議会が担うのだろうと。私が勝手に思っているのですけれども、そういうところで社会福祉協議会が、こういう地域の計画を社会福祉協議会としてきちんとアウトリーチして、皆さんのお手伝いをするのが社会福祉協議会の役割なのだということをごきいいただきと、認知として募金だけではないイメージが取れて、私はよりよいのかと思ったので、ぜひその辺、よいお考えあれば入れていただくといいかと思ひます。

#### ○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。社会福祉協議会の認知度はドラマ等で上げるよりも、地域活動されて、それが地域の方々に評価されることでどんどん上がっていくのではないかと、私も個人的には思ひますけれども、ほかの委員の方、せつかくの機会ですので、いろいろな方々からのご意見をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

#### ○土屋委員

先ほど、活動拠点のことが問題になりましたけれども、早急にまとめてみたらどうでしょうか。市長も当選したばかりだから。それと、国のほうでも地方再生ということでやっているわけですから、やはり間髪入れないで、私はすぐに市長伝えるということが大事だと思ひますがどうでしょうか。

#### ○事務局

活動拠点については、先ほどもご意見をいただいているのですが、どちらかというところコミュニティ協議会の活動拠点ということになるわけです。それについては、私どもも地域

課と話を進めなければいけない。地域課サイドでは非常に大きな問題になっているわけです。それについては、この場で私どもが作る、作らないという議論はできませんので、地域の方からこういうお話が出ていると。強い要望が出ているのだということを私どもで関係各課へお伝えするというところにさせていただきたいと思っています。

#### ○水本委員

今、課長はそのようにおっしゃいましたけれども、コミュニティ協議会と社会福祉協議会というのは別々の系列のところもあるのです。ところが、コミュニティ協議会イコール社会福祉協議会になるというところがけっこう多いのです。そうしますと事務所とか、そういう拠点もコミュニティ協議会事務所が拠点になるわけです。コミュニティ協議会イコール社会福祉協議会ですから。そういったものを念頭に置いてもらわないと、コミュニティ協議会の事務所だけをという話になるのだけれども、いろいろとここにあります。いろいろな各種団体。こういった方はコミュニティ協議会に所属していますから、コミュニティ協議会の事務局は全部それをやれるのです。事務処理もできるわけです。そういった意味で、そこに事務員もだれもないと。閉鎖的に何も使えないことになるわけで、だから社会福祉協議会の問題、地区社会福祉協議会の問題だけではない。コミュニティ協議会もあるし、地区社会福祉協議会も兼ねて。あとは民協なども一緒になって使えるわけです。そういったものを検討していかないと。コミュニティ協議会のあり方というか、検討会もあったと思うのですが、コミュニティ協議会というのは小学校区、あるいは中学校区の中にあるすべての団体がコミュニティ協議会であるとしなければいけないわけなのですが、まだそこまでうたえないということなのです。条例で、例えば、コミュニティ協議会は指定団体であると。市の指定団体にしてしまえば、NPO法人だとかを立ち上げる必要がなくなってしまうのです。その辺の問題が大きいわけです。これをしてしまうと不利になるとか、デメリット、メリットがあるといういろいろな言い方をするのですけれども、これはメリットのほうが多大だと思うのです。デメリットもあるかもしれないですけども、それは少ない。そういった意味で、今の拠点の問題もおっしゃいましたけれども、地区社会福祉協議会の拠点とか、いろいろな拠点をいっぱい作っても何もならない。それでもコミュニティ協議会事務所を作って、そこが各団体の拠点になれば、すごくベターで、みんなが協力してやっていけるコミュニティ協議会であるわけです。

#### ○白根委員

私が申し上げているのは、コミュニティ協議会のための施設の課題を申し上げます。エリアの中でいろいろな区の団体が一緒にいます。コミュニティ協議会の団体もいます。その人たち活動の拠点とするものということで、連携のコミュニティのもので、協議会のものではないと思っています。指定団体になって、管理をするのはそれらの団体とか、認めていくべきだと思いますけれども、活動の拠点として、いろいろなコミュニティ団体がいるわけですから、その人たちが協力し合う、協働し合う。そのためのコミュニティ施設がほしいと申し上げておきたいと思っています。



### ○三崎委員

関連、皆さんお分かりになっていないと思うのですが、コミュニティセンター、コミュニティハウスってありますが、ご存じですか。コミュニティセンターというのは、先ほど、新潟市は中学校区にコミュニティハウスを作りますという話で進めてきたのです。コミュニティセンターというのは、今、コミュニティ協議会という地域の小学校区にあるのですけれども、小学校区単位で考えますと、四つくらいの小学校がまとまっているところにあるのがコミュニティセンターなのです。それから、中学校区にあるのがコミュニティハウスというわけです。ただし、今、小学校区でコミュニティハウスがあるのは、白新コミュニティハウス。これは、鏡淵小学校区が一つあるのです。それから、白山コミュニティハウスは、白山小学校区にある施設です。ですから、本来であれば、そういう施設であれば、そこでいろいろな活動がやられる。ですから、私は、白山校区ですから、白山コミュニティハウスの会長をやっているのですが、そこの管理事務所にコミュニティハウスの事務員の仕事の場所と、それを半分に分けて反対側に白山コミュニティ協議会のパソコンとプリンターといったものを置いて活動をやっているわけです。そうすると、コミュニティハウスの部屋が空いているときにコミュニティ協議会のいろいろな活動を、理事会であるとか、あるいはお茶の間をやるであるとか、そういった活動に空いている時間帯を使って活動ができるということなのです。そうすることによって、今、行政がいろいろなことを、水本さんが言われたように、地域にこういうことをやってくれ、ああいうことをやってくれと言って、各コミュニティ協議会にいろいろなものがくるわけです。そうすると、それらを皆さんのところに、自治町内会長にそういったものを全部配付して、うちはこういうことをやろうとしているよということをやっているわけです。ただ、私ども、今回、初めて社会福祉協議会の会員会費が、前年度を上回りました。はっきり言って、年々減っていますよね。先ほど申し上げました、会員会費、これは一括納入と個別で集める自治会があります。これを、これから調べますけれども、皆さんの自治町内会費のところ、これが一発で分かるものがあるのです。日赤のデータです。あれをご覧ください。あそこには一括納入と、個別のものが出ています。もちろん社会福祉協議会のほうも同じような関係になるのではないかと。日赤だけは一括で、社会福祉協議会は個別でやっているというところはあるかもしれませんけれども、ないのかと思っています。これから、調べれば、そういったデータが出ているわけです。本来は、一括納入はあまり。一括納入の問題は訴訟にもなりましたよね。要するに自治会の会費から、なぜ一括で納めるのか。賛同しないのにといいことで問題になったケースがあると聞いております。ですから、私のところは個別回収でございます。日赤と社会福祉協議会だけは個別回収でやっています。そうしますと、やはり納めてもらうために、回覧でもって、その辺のことをきちんと説明しますし、そのために、私が何をするかというと、会員会費を納めてもらった方に、社会福祉協議会であれば感謝の証というものがあるのです。日赤の場合は、納入した控えがあるのですけれども、これを全部、納めた人に私が直接お届けします。なぜならば、そうやって協力してくださるわけですから、ありがとうございました。よろしくお願ひしますと、フェイストゥーフフェイスでお渡しするというをやっているのです。ですから、そういった形で、それから今回、増えたというのは、白山地区の社会福祉協議会で、コミュニティハウスを使いまして、社会福祉協議会では皆さんの会員会費でもって、こういったことをやっていますと

事業説明会を開かせていただきました。そして、皆さんに理解していただいた成果が現れたのかと思います。ですから、そういった形でもって、社会福祉協議会の認知度をいかにあげるかという努力を皆さんがしないといけないのではないかと思います。

#### ○平川委員長

本日の会議が1週間前に行われていたら、随分、違った結果になったのかもしれませんが。地域で活動されている方は、やはりコミュニティ協議会であれ、社会福祉協議会であれ、地域の活動は全く同じかと思うのです。ただ、行政の担当としては、健康福祉課であり、地域課であり、それぞれセクションが異なってくる。となると、社会福祉協議会こそリーダーシップを取っていただくということが、一番重要になるのではないかと。委員長ではなく、私個人としては考えておりますし、ぜひ認知度が高まってくると、またこういった議論も、もっとより先に進みやすくなるのではないかと感じております。

今日は、決議を取るものではありませんで、まだ審議をする場所ですので、まだまだご意見等を発言いただきたいと思っていますが、私もだんだん時間が気になってまいりました。

#### ○橋本委員

大変、いい勉強をさせていただいて、ありがとうございました。

私は、この書類をいただきましたけれども、大変よくまとめていただいて、皆さんお調べになったのかよくできたなと思いました。私らのほうでも、行政の方と一緒に地帯の中で地域福祉といった連携のような形でやってくださるのですけれども、参加した人は分かるのですけれども、参加しない人は分からない。そういった関係で、私みたいに自分の話をする自体がなくなってくるものだから、伝わってくるということがなくなっています。昔はお葬式になるとご近所の方が来て、お手伝いしてお葬式を出していた。除雪するときになればご近所の方が全部出て、自分のうちの前を半分くらいやって、そして私の小さいときのことを覚えているのです。なぜ隣のうちまで、半分くらい除雪するのと言ったら、通してもらうのだから、それ私らがするもの。それがみんな伝わって、そういう形で除雪をしたという記憶があるのです。私は、コミュニティ協議会を作ってからというのは、昔は行政区単位ではなくて、小学校区単位ごとで作ったわけではないのです。だから、行政区画ができましたときの南万代小学校は、萬代橋と八千代橋の間しかないのです。生徒数というのは、萬代橋から昭和橋の間の子供たちが入るのです。それから、天神尾も入ります。そうしますと、一つの南万代校区の青年団、南万代校区の婦人会、南万代校区の子供たちは半分しか入らない状況で終わったものですから、いろいろな問題が出てきたとき、私たちは南万代の子供だけだと、社会福祉協議会の方とか話し合いをしないと行事ができなかったのです。

今、三崎さんがお話ししたように、あそこまで細かく説明してくれる人はいません。だから、私らは地元社会福祉協議会があったら、それができたので、社会福祉協議会は行政ができない分をやってくれるということがあるのです。そういった形で人員派遣してもらっています。もう少し宣伝をうまくやっていただいて、そして活用していただければ、これほどすばらしい社会福祉協議会はないと思うのです。私も30年も続けてやりました

ので、社会福祉協議会のお膝元でしたから、何言っているのですか。これだけの一人暮らしがいて、困っているのだから、私たちが作るのですから、受益者負担もいただきますよという形でお願いしました。だからこういう話をすれば協力はするのです。行政も協力しているし、社会福祉協議会も協力してくれるのです。だから、そういう点を今少し、みんながよく理解して、そしてやっていただければ、これほどすばらしい行政の組織ができていますものだから、使わないことはもったいないと思うのです。

#### ○平川委員長

ありがとうございます。これで終わるといいのですが、まだ審議項目が残っております。もう一点、次の審議項目に移りまして、また議論いただいたうえで、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、活動計画案についての最後の部分（エ）でございます。計画の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、資料1の109ページ以降でございます。関係資料といたしまして、まずこの計画の策定経過をあげております。今後、パブリックコメントの実施、また2月に第5回の策定委員会を予定してございますが、先ほど、大橋委員からご意見をいただきました、見せ方といいますか、体裁については第5回で、皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますのでございます。また、自治協議会、議会への報告というものも控えているような状況でございます。これはまた追って日付を足していきます。左側のほうは少し空欄になっておりますが、また付け足していきたいと思っております。

それから、110ページは、推進協議会の開催要綱でございます。111ページに続きます。それから、112ページですが、主な福祉施設、行政関連施設等の状況ということでございますけれども、いろいろここに載せていいのか、不要なのかということもいろいろと話し合いをいたしました。やはり1冊である程度の情報が分かるものがないということで、資料として相談窓口ですとか、各種施設を載せさせていただきます。112ページの上に平成27年2月末時点での掲載を予定と書いてあるのですけれども、すみません、これは説明不足で、2月末時点で印刷に入るので、この時点で4月1日にはこうなっているだろうという最新の情報をここに掲載するという意味でございますので、統合する学校が、統合前の状況で今、載っているようなところもございまして、これは決定しておりますので、次、皆さんにご覧いただくときには、最新の情報になっておりますので、その点をご承知おきください。

それから、安心・安全というところで、かなりのご意見をいただきましたので、避難所に加えて津波避難ビルも掲載させていただきました。それから、最後の122ページでございますが、どうしても分かりやすい表現を心掛けましても、どうしてもまた専門用語であるとか、法律で定められている用語等が出てまいりますので、これについては122ページに用語解説をして掲載したいと思っております。これは次回でもけっこうですので、委員の皆さん、この言葉も解説に入れるべきだということがございましたら、ご意見をいただければと思っております。

○平川委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見、質問等ございましたら、お受けしたいと思いません。いかがでしょうか。

○佐々木委員

一番冒頭のデータ資料があります。そのところで、もしかして不足しているのか、入れたほうがいいのかと言うところなのですけれども、例えば、16 ページの 10 保育園の状況とありますけれども、中央区の場合は定員が何パーセントという形で書いてありますけれども、今現在、充足率というか、稼働率というか、そういったものがどうなのか。これは、多分、次のページの 12 番の放課後児童クラブ数に関しても、対象者と書いてありますけれども、それで実際にどうなのだというような部分が出てきたほうが、例えば、足りているとか、余っているか、足りないのかとか、そういう部分が分かると計画に反映されているのかと思います。その状況とこれは質問もあるのですけれども、15 ページの災害時要援護者の名簿、それから登録者数とありますけれども、こちらのほうも、一応、対象者の数よりも申請者が少ないという状況に関して、どういう状況があるのかということと、もし災害時要援護者が登録している場合、どのように保護されるのかという部分も私、勉強不足で分からないので教えていただきたいということがあります。

最後に、先ほどの資料のところを説明いただきましたけれども、避難場所ということで書いていただいているのですが、津波避難、最近、けっこう津波の新しい指針が出て、新潟市、例えば中央区の新潟島であれば、9メートルというものが、一応、最大の津波の到達する高さということで言われている中でどうなのか。これが足りているのか、足りていないのか。どういう認識を持っていらっしゃるのかという部分と、実は古町2番町の町内会の自治会長と、私どもの学校の校舎と独自で提携して、津波の避難指示が出たときに、うちの校舎を使ってもいいですということを契約しています。そういったところが、例えばほかにもあるのか。もっと作っていかねばいけないのかということを考えると、その辺の情報把握をして、今後の計画に反映させられれば一番いいのかと思ったので、そういったところも質問というよりご意見です。

○事務局

それでは、まず保育園の状況並びに放課後児童クラブの数、特に乳幼児の数と稼働率について。これは、放課後児童クラブについても、実は私もそれが疑問で、福祉部のほうから提供されたデータなのですけれども、なぜそのような表現ができないのかということは今、確認中でございますので、次回、ご説明させていただきたいと思えます。

○佐々木委員

それに対しては、今度6年生までという指針もあるわけですか。それも含めてですか。

○事務局

そうですね。出します。

それから、災害時要援護者名簿の登録者数について説明させていただきますが、まず対象者というのが、年齢要件と介護要件、障がい要件とございまして、まず 75 歳以上という年齢要件がございます。それから、手帳は 1 級、2 級、療育手帳は A の所持者という要件がございます。介護は要介護度 3、4、5 の方という表現がございます。これを新潟市の各福祉システムから抽出をかけまして、すべての総数がここに出ている対象者数でございます。中には、ご家族で支援ができるとか、あとは名簿提供するまでは、まだっていない。特に高齢の 75 歳以上で元気な方はいらっしゃいますので、まだ申請するまでに至らないという方を除きますと申請者数が、中央区の平成 26 年度であれば 6,351 名という状況でございます。これは、民生委員はもちろんのこと、自治会・町内会等で支援を担うというような宣言してくださった自治会・町内会、また自主防災組織の皆さんに名簿をお渡しして、その方々を支援する仕組みを作っていたというところがございます。平成 20 年から平成 26 年にかけて、申請率が下がっておりますけれども、当初は 75 歳以上の方のところに、皆さん、一人暮らしのみ世帯の 75 歳以上の方のところに、すべて民生委員が訪問して、同意を取っていただいていたのですけれども、かなりの方、75 歳以上でも支援が必要ないということで、平成 20 年から平成 26 年にかけて業務の改定がございまして、75 歳以上という年齢要件だけの方については、訪問をしてご説明のみしただいて、後で申請の必要があれば申請していただくといったような業務の切り替えがございまして、その関係で申請率が下がっているという状況です。

それから、津波避難場所についてでございますけれども、今まだ新たな被害想定といえますか、津波の危険性が示されたばかりでございますので、国、県、市と中央区というそれぞれで対応、対策をまだ検討しているところでございますので、今回の協議会現在の中央区としての考え方を担当であります総務課の安心安全係が防災担当しておりますので、確認をいたしまして、正式にご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございますがよろしいでしょうか。

#### ○三崎委員

今、津波避難ビルの話がございましたけれども、いわゆるここに表示できない避難ビルというのはあるのですね。それは各自治会が自分のところのマンションとか、そういったところに避難するという、私どもの場合は、私の町内には 4 棟の高い 14 階建てのマンションがあるのですけれども個別にしかできないのです。公にはできないのです。それは、町内会とマンションの管理組合との話し合いですから、はっきり申し上げて、これをやらないとだめなのです。ここに載っている、避難ビルがありますけれども、例えば、白山小学校は私どもの避難ビルですけれども、これはあくまでも二次避難の場所なのです。一時避難はマンションのいわゆる階段や廊下に避難する。そして、落ち着いたら白山小学校へ避難する考えです。なぜならば、東日本大震災のようなときに、あそこまでお年を召された方などが行けないですね。私の町内は一番遠いのですから。たまたま、今回、マンションが建ったときに、私は条件づけをしたのです。これだけ 14 階建てのマンションを作ると。地域にどれだけ迷惑がかかるか分かりますか。風害、雪害、電波障害。そして、建てる間にもものすごく迷惑をかけますよね。それで条件づけをしたのです。われわれも協力しますよ。ただし、このようなときに避難させてくださいということをお願いしたのです。そ

れでできまして、管理組合ができて、そこに自治町内会ができましたけれども、先般、うちの町内の役員と向こうの方たちと、ちょうどマンションが消防訓練をやっていたものですから一緒に参加しまして、それでマンションの中を全部見せていただきました。こういう場合、そういうことを起きたら、非常階段を開けます。ここにブロックを置きます。ブロックを持って上がれるように開けますというところまで話が進みました。ですから、そういった形でやっていかないといけないと思うのです。ですから、委員の皆様もそれぞれ自治会に登録されているはずですから、そういったことでまず自分の身を守るには、その地域でどうすればいいのかということを考えていただく。そして、最終的に自主避難というときに、この中の一番近いところに避難するという考え方をされたらよろしいのではないかと思います。

#### ○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、お気づきの点がございましたら、後でまた、お伝えすることも含めまして、事務局等にお伝え願えればと思います。

それでは、1番目の議事を終了いたしまして、その他でございますが、すでにこの際という意見は、かなりこの時点で出ているかと思えますけれども、そこを含めて、何かこの際という意見がございましたら、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### ○事務局

1点、事務担当から確認をさせていただきたいのですが、三崎委員も半分ご承知いただいて、お話しいただいたと思うのですが、活動拠点が必要だと。地域福祉については活動拠点が必要だというのは、私ども、現場、先ほど、手帳を数えたら今年度200回以上。私はほとんど、課長から外に出ろということで、今年度200回以上も外に出て、地域の皆さんのお手伝いさせていただいている中での実感で、書かせていただいたものでございます。活動拠点を作ることについては、さまざまな方法がありますので、ここで到底議論が終わるというものではないと思うのですけれども、ただ現場で働かせていただくわれわれ職員といたしましては、福祉であるとか、防災であるとか、例えば教育であるとか、環境整備であるとか、そういったそれぞれの各セクションが確固たる根拠として活動拠点が必要なのだ。地域福祉についてはここに書いてありますけれども、話し合いとか、情報交換であるとか、相談の窓口として活動拠点が必要なのだと思います。そういった確固たる活動拠点の必要性を各セクションで積み上げて、その上で、どこに作るのか、どこのスペースを活用するとか、そういった活動拠点を設置するという議論に持っていくということが実現につながると思いますし、また細かいことをいうと、コミュニティの拠点すなわち地域福祉の拠点ではないのです。何か場を作ろうとしたときに、地域福祉でも活用できるような場を作れるように、こういった計画に書くということは一つの策ではあると思うので、この表現というのは、ここに記載をこのままさせていただきたいと思っているのですけれどもいかがでしょうか。

#### ○平川委員長

よろしいでしょうか。ここは議事録にも残りますし、ゴシック体にして残していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。だんだん時間も押し迫ってまいりました。以上をもちまして、できればここで議事を一応、ピリオドを打たせていただきたいと思います。当初、説明いただきましたは、パブリックコメントに提示する計画案につきましては、私といたしましては、本日の皆様の議論等を受けまして、一応、今の発言も踏まえて、事務局に修正を一任いたしまして、次回の委員会開催時に改めて皆様に説明をいただくという形にしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の意見で修正した計画案を次回の協議会で、事務局から説明をお願いしてもらおうことにしますので、よろしく申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返ししますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### ○司 会

それでは、皆様、長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の予定もごさいますけれども、本日、いただいたご意見を含めまして、修正したものを自治協議会や議会に報告した後、パブリックコメントを実施して、最終案を取りまとめたいと思っております。パブリックコメントの結果を踏まえた修正案について、次回、協議会で説明させていただきたいと思っております。なお、現時点での予定ですが、次回は平成 27 年 2 月 10 日（火）を予定しております。時間は今日と同じ午前 10 時を予定しております。しかし、また種々都合により変更になる場合もごさいますので、また改めてご連絡させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務連絡でございますが、駐車場をご利用いただいた方については駐車券を用意しておりますので、事務局のほうでお受け取りください。

それでは、以上をもちまして、平成 26 年度第 4 回中央区地域健康福祉推進協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。